大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付要綱

令和８年３月 31 日　決裁

（趣旨）

第１条　町内における障がい者グループホームの建設に要する経費に対して、予算の範囲内で、大槌補助金交付規則（昭和 38 年規則第 12 号。以下「規則」という。）、大槌補助金交付規程（平成 25 年訓令第７号。以下「規程」という。）及びこの交付要綱に定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　障がい者グループホーム　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条第 18 号に規定される共同生活援助を行う施設をいう。

（２）　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）に規定される国庫補助金をいう。

（補助金の交付対象）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助事業候補者選定に係る審査会において事業候補者に選定された者であること。

（２）　障がい者グループホームの建設計画について、令和８年度の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付に係る内示を受けた者であること。

（補助金の対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助対象者は、第３条第２号の内示を受けたときは、速やかに大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付申請書（様式第１号）に以下の関係書類を添付して町長に提出するものとする。

（１）　事業計画書（様式第１号の２）

（２）　収支予算書（様式第１号の３）

（３）　国税及び地方税の納税証明書

（４）　暴力団等反社会的勢力の排除に関する確認書（様式第１号の４）

（５）　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付決定通知書等（写し）

（６）　補助事業者の役員名簿、規約及び組織図等

（７）　位置図、設計図及び現況写真

（８）　工事見積書又は工事設計書

（９）　その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定の通知）

第６条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請書を受理した場合において、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきと決定したときは、速やかに大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付決定通知書（様式第２号）により通

知するものとする。

（補助金の申請取下げ）

第７条　規則第８条第１項及び規程第８条の規定により補助金の申請を取り下げるときは、大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付申請取下申出書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

（補助の変更申請）

第８条　補助対象者は、第６条の規定による交付決定を受けた後において、当該決定を受けた内容に変更が生じた場合には、大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付変更申請書（様式第４号）に関係書類を添付して町長に提出するものとする。

（変更の決定通知）

第９条　町長は、前条の規定による書類を受理した場合において、変更申請に係る補助事業の内容が適正であると認めたときは、大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付変更決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の変更の承認を受けたときを含む。）は、大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付請求（精算）書（様式第６号）に以下の書類を添付して町長に提出するものとする。

（１）　事業実績書（様式第６号の２）

（２）　収支精算書（様式第６号の３）

（３）　事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等）

（４）　その他町長が必要と認めるもの

２　町長は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付の決定等の取消し）

第 11 条　町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 12 条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告、調査及び指示）

第 13 条　町長は、補助金の交付に関し必要があると認めたときは、補助対象者に対し報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等、必要な事項を指示することができる。

（補則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第４条関係）

補助対象経費	補助率	補助額
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助対象経費となっている経費	補助金対象経費の額から支給を受けた国等の補助金の額を控除して得た自己負担額の２分の１	補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額と補助上限額2,000 万円を比較して、いずれか少ない方の額。ただし予算額が当該額を下回る場合は予算額を上限に交付する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

住所又は所在地
氏名及び名称及び代表者氏名

大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　円

２　提出書類

（１）　事業計画書（様式第１号の２）
（２）　収支予算書（様式第１号の３）
（３）　国税及び地方税の納税証明書
（４）　暴力団等反社会的勢力の排除に関する確認書（様式第１号の４）
（５）　令和８年度の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付決定通知書等（写し）
（６）　補助事業者の役員名簿、規約及び組織図等
（７）　位置図、設計図及び現況写真
（８）　工事見積書又は工事設計書
（９）　その他町長が必要と認めるもの

様式第１号の２（第５条関係）

事業計画書

１　補助事業の名称

２　事業の目的

３　事業の効果

４　事業実施期間　　自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

５　事業内容

６　事業費

総事業費 （補助対象事業費） （Ａ＋Ｂ）	補助事業の財源内訳				説明
	補助金 （Ａ）	その他（Ｂ）			
				自己資金	

備考

１　この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業計画書等を添付のこと。

２　説明欄には、事業種別ごとの事業費の内訳を記載すること。

様式第１号の３（第５条関係）

収支予算書

１　収入の部　　（単位：円）

区　　分	金　　額	備　　考
計		

※「区分」欄には、補助金、自己資金、その他財源等を記入すること。

２　支出の部　　（単位：円）

区　　分		金額	備考
本体工事	工事費（購入費含む）		
	工事事務費		
その他工事			
総事業費			

様式第１号の４（第５条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

住所又は所在地
氏名及び名称及び代表者氏名

暴力団員等でないことに関する誓約書

私は、自己または自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

また、必要な場合には、他の官公署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を大槌町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

なお、この誓約書の内容が、事実と相違するときは、当該補助金の交付決定を取り消されても異議ありません。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）　暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
（４）　暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
（５）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
（６）　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
（７）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
（８）　暴力団員と密接な交友関係を有する者

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大槌町長

大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付金額　　金　　円

２　交付条件

（１）　補助金交付の対象となる事業は、補助金交付申請書に添付された事業計画書等のとおりとする。

（２）　補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア　当該補助金の金額に変更が生じるとき。

イ　補助事業を中止、もしくは廃止しようとするとき。

（３）　補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

（４）　補助対象者は、補助金に係る事業が完了または確実に完了すると見込まれた後速やかに実績報告書を提出しなければならない。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付申請取下申出書

　年　月　日　第　号により交付決定を受けた大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金について、以下の理由により申請を取り下げます。

（取下理由）

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

住所又は所在地
氏名及び名称及び代表者氏名

大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付変更申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

１　変更の内容

２　理由

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大槌町長

大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　交付金額

（１）変更前　　金　　円

（２）変更後　　金　　円

２　変更の理由

様式第６号（第 10 条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

大槌町障がい者グループホーム設置・運営補助金交付請求（精算）書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知を受けた標記補助金について事業が完了したので、関係書類を添えて請求（精算）します。

記

１　補助金交付請求額　　金　　円
　　補助金交付決定額　　金　　円
　　受領済額　　金　　円
　　今回請求額　　金　　円
　　差引残額　　金　　円

２　提出書類
（１）　事業実績書（様式第６号の２）
（２）　収支精算書（様式第６号の３）
（３）　事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等）
（４）　その他町長が必要と認めるもの

３　振込先

(フリガナ)			
口座名義人氏名			
住　　所	〒　　－　　（電話番号）		
金融機関名		支店名	
口座番号	普通　・　当座		

様式第６号の２（第 10 条関係）

事業実績書

１　補助事業の名称

２　事業の目的

３　事業の効果

４　事業実施期間　　自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

５　事業内容

６　事業費

総事業費 （補助対象事業費） （Ａ＋Ｂ）	補助事業の財源内訳				説明
	補助金 （Ａ）	その他（Ｂ）			
				自己資金	

備考

１　この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業実績等を添付のこと。

２　説明欄には、事業種別ごとの事業費の内訳を記載すること。

様式第６号の３（第 10 条関係）

収支精算書

１　収入の部　　（単位：円）

区　　分	金　　額	備　　考
計		

※「区分」欄には、補助金、自己資金、その他財源等を記入すること。

２　支出の部　　（単位：円）

区　　分		金額	備考
本体工事	工事費（購入費含む）		
	工事事務費		
その他工事			
総事業費			